

令和元年度希少野生動植物の保全事業 募集要項

1 趣旨

生物多様性の恵みによって、生物の生命と私たちの生活が支えられています。しかし、宅地開発等や、外来種など人間によって持ち込まれたものによる危機、さらには地球温暖化など地球規模の環境変化により、現在多くの生物が絶滅の危機に瀕しています。

県では、これらの危機に対して、希少な野生動植物の保護活動を実施するボランティア団体やNPO等の活動を支援し、地域固有の生態系の維持を図り、大分県における生物多様性を保全する事業を実施します。

2 発注方法

本事業は、企画提案書をNPO等環境保全団体から公募する提案競技方式により、事業実施主体を選定します。

3 支援事業の内容

次に掲げる種の保護・保全活動を行うものとします。

※対象種を含む複数種での応募も可能

【対象種（希少野生動植物）】

① 指定希少野生動植物（29種）

植物

タマボウキ、ヒメユリ、チョクザキミズ、ナガバヒゼンマユミ、ナゴラン、クマガイソウ、トキソウ、イワギリソウ、ヒゴタイ、イワギク、オグラセンノウ、ヤツシロソウ、フクジュソウ、カワツルモ、オキナグサ、ホウライクジャク、オトメクジャク、オオミズゴケ

動物

クボハゼ、チクゼンハゼ、カブトガニ、オオウラギンヒョウモン、クロシジミ、ハッショウトンボ、オンセンミズゴマツボ、オナガラムシオイガイ、オオイタシロギセル、ハブタエムシオイ、タケノコギセル

※クロシジミは、令和元年度指定解除種であるが、今年度は保全対象種とする。

② 令和元年度追加指定種（7種）

ウチョウラン・セッコク・ヤマシャクヤク・ブッポウソウ・カスミサンショウウオ・オオルリシジミ・ウズギセルガイ

③ 大分県レッドデータブック 2011 記載種のうち、絶滅危惧 IA（大分県カテゴリー）に分類されているもの。

④ 大分県レッドデータブック 2011 記載種のうち、絶滅危惧 IB（大分県カテゴリー）に分類されているもので、特に存続に支障を来す事情が生じており、緊急に保全活動が必要とされる種。

(③・④は、大分県 HP <http://www.pref.oita.jp/10550/reddata2011/> で確認出来ます)

【事業内容】

- ① 希少野生動植物の生息・生育環境を保全する事業（清掃活動、支障植物等の除去、防護ネット・啓発看板設置、盗採防止パトロール、野焼き等）
- ② 希少野生動植物を増殖する事業（増殖実験等）
- ③ 希少野生動植物の生息・生育状況の調査、研究（モニタリング等）
- ④ 普及啓発活動（啓発研修会、観察会等）
※ただし、③及び④については、①及び②の保護・保全活動と組み合わせて行うことが望ましい。

4 応募資格

原則として、次の基準を満たす団体とします。

- (1) 特定非営利活動法人、公益社団法人若しくは公益財団法人等の非営利活動法人、又はボランティア活動など社会貢献活動を行う法人格を持たない非営利団体であること。
- (2) 公益の増進に寄与する活動を行っていること。
- (3) 県内に主たる事務所があり、原則として1年以上の活動実績（応募しようとする事業と関連する活動）があること。ただし、新規結成団体の場合は、1年以上の活動実績を有する者が複数在籍すること。
- (4) 10人以上の構成員があること。
- (5) 専従職員（有給又は無給の別は問わない。）がいること。又は、常時連絡が取れるなど、事業実施に十分な事務局の体制が整っていること。
- (6) 本事業終了後も、今回応募する事業の目的遂行のために、継続して活動を続ける見込みがあること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (8) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (9) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 支援予定団体数及び補助率等

支援予定団体数及び補助率等は、下記のとおりとします。

○補助率10／10以内（ただし、下記の上限による）

上限額(消費税込)	団体数
50万円	3

ただし、応募団体数に応じて、予算の範囲内で調整するものとします。

6 事業実施期間

交付決定日から令和2年2月末まで

7 応募期限及び方法

(1) 応募期間

令和元年7月1日（月）17：00（必着）

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 収支予算書（様式3）
- エ 定款又はこれに代わるものとの写し
- オ 団体調書（様式4）
- カ 事業報告書及び収支計算書（直近1ヶ年分）（様式任意）
- キ 役職員名簿（様式5）
- ク 団体目的等についての確認書（様式6）※任意団体のみ提出
- ケ 誓約書（様式7）

(3) 応募方法

下記応募先に1部郵送又は持参してください。

応募に必要な書類の作成に要した経費や郵送料等、応募に係る経費は全て応募者の負担となります。

なお、提出された書類は返還しません。

(4) 問い合わせ及び応募先

大分県 生活環境部 自然保護推進室 自然保護班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-3022

FAX 097-506-1749

e-mail a13070@pref.oita.lg.jp

8 支援団体の決定

(1) 選考方法

支援団体先は、書類審査を経て決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準（着眼点）
応募資格	・応募資格を満たしているか。
企画趣旨	・公募の趣旨に合致した提案か。
事業効果	・事業実施による効果が期待できるか。
実現可能性	・提案は実現可能か。（方法、期間、人的体制、活動実績等）
予算	・予算は概ね妥当か。上限を下回っているか。

知見、専門性の有無	・当該事業に関する知見、ノウハウを有しているか。
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体性があり、実現可能な計画になっているか。 ・法令に基づく許認可等が必要な場合、許認可等が見込める内容となっているか。 ・経費の積算は妥当か。 ・希少野生動植物の保護に寄与するものであるか。

(3) 選考結果

選考結果は、提案のあった全ての団体に文書でお知らせします。

(4) 決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消すことがあります。

ア 実施計画書等に虚偽の記載がある場合

イ 選考結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

ウ その他、募集要項に違反した場合

9 支援決定団体の手続き

支援先に決定した団体は、希少野生動植物の保全事業費補助金交付要綱に従って手続きを行います。

(1) 申請書提出前に、事業実施団体の提案をもとに、自然保護推進室と打ち合わせを行います。その際、協議の上で提案内容を一部変更する場合があります。なお、事業の実施にあたり、法令の許認可手続きが必要なものは、事業実施団体において、確実に手続きを行い、許可書等の写しを県に提出してください。

(2) 補助事業の対象となる経費は、事業の実施に必要な経費（旅費交通費、通信運搬費、印刷消耗品費、賃借料、謝金、保険料、人件費（本事業に係るものに限り、事業費総額の2分の1を限度とする。）、その他知事が特に必要と認める経費）で、領収書等で確認できるものが対象となります。

なお、本事業と直接関係のない通常の運営費（事業実施団体のメンバーによる会合等の飲食費、定期会報の発行、人件費等）及び事業実施団体の財産取得となる備品購入は原則として認めません。

※備品とは、耐久年数が長く、長期間にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるものをいいます。

(3) 手手続きは、大分県補助金等交付規則及び希少野生動植物の保全事業費補助金交付要綱に基づいて行います。

(4) 事業費の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとしますが、受託団体の状況によって事前に事業費又は上限金額の1／2を限度に概算払いすることがあります。

10 事業報告

事業実施団体は、実績報告を原則事業の完了後30日以内に経費証拠書類の写し等を添付して提出してください。また、事業終了後に事業報告会を開催する可能性がありますので、その際は別途ご連絡します。

なお、事業実施経費について収入及び支出を記載した帳簿を備えて経理状況を明確にし、関係書類を5年間保存する必要があります。

1.1 事業実施状況の公表

本事業の実施状況や成果を県のホームページ等で公開します。